

いわて体験交流施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第14号

いわて体験交流施設条例の一部を改正する条例

いわて体験交流施設条例（平成19年岩手県条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第2（第8条関係）					別表第2（第8条関係）				
区 分		単 位	利用料金の 上限額	附属の設備の利用料 金の上限額	区 分		単 位	利用料金の 上限額	附属の設備の利用料 金の上限額
体験ホ ール	指定管理者が行 う加工体験教室 に参加する場合	[略]	円 <u>1,250</u>		体験ホ ール	指定管理者が行 う加工体験教室 に参加する場合	[略]	円 <u>1,300</u>	
	その他の場合	[略]	<u>1,660</u>	[略]		その他の場合	[略]	<u>1,730</u>	[略]
[略]					[略]				
浴場	[略]				浴場	[略]			
	その他の者	[略]	<u>630</u>			その他の者	[略]	<u>670</u>	
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。